

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第26号

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則

瀬戸市公印規則（昭和32年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者	公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者
<省略>											
市印	瀬戸市印	古印 体	4×4	介護保険被 保険者証及 び国民健康 保険被保険 者証・資格 確認書専用	高齢者 福祉課 長、国 保年金 課長及 び支所 長	市印	瀬戸市印	古印 体	4×4	介護保険被 保険者証及 び国民健康 保険被保険 者証専用	高齢者 福祉課 長、国 保年金 課長及 び支所 長
<省略>						<省略>					

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。